

第3回 農業委員会総会議事録

令和5年9月27日開会

中標津町農業委員会

令和5年9月27日、第3回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番 小 沼 大
2 番 西 塚 知 也
4 番 福 嶋 寿 顕
5 番 山 下 幸 枝
7 番 遠 藤 昭 男
8 番 船 越 信 雄
9 番 二 瓶 裕 貴
10 番 横 田 千 秋
12 番 田 中 洋 希
13 番 竹 村 聡
14 番 瀧 本 和 男
15 番 後藤田 宏 幸
16 番 中 村 正 生
17 番 笠 原 康 博
18 番 本 田 信 幸

本日欠席した委員

3 番 纓 坂 直 俊
6 番 助 口 明
11 番 長谷川 孝 二

附議した案件

- (イ) 議案第 12 号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ハ) 議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
- (ニ) 議案第 15 号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について

本日出席した職員

事 務 局 長 杉 山 隆
農 地 係 長 吉 田 佳 弘
庶 務 係 長 葛 西 利 光
係 齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、15名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第3回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
7番、遠藤 昭男 委員。
8番、船越 信雄 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 8月23日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。8月24日に北海道農業会議臨時総会が札幌市にて開催され会長が出席しております。その臨時総会において、北海道農業会議理事に選任されております。また、臨時総会終了後に開催されました、北海道農業会議第3回理事会に出席され、北海道農業会議常設審議委員に選任されております。翌日の25日には、北海道農業会議第5回常設審議委員会に出席されております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第12号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から説明をお願いします。
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第12号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇条〇〇丁目〇〇番地、〇 〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積233㎡、利用状況、山林原野、他2筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は3ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況

非農地の証明が必要なものであります。令和5年9月15日、第4地区推進班で確認したところ、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 船越委員。

船越委員 上程になりました議案第12号(2)について説明いたします。4ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇条〇〇丁目〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積1,536㎡、利用状況、雑種地、他4筆。3、申請の理由。都市計画法に基づく開発行為許可申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。本案件につきましては、開発行為許可申請のため、申請があったものです。当該地は農業振興地域外の都市計画区域内であり、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和5年9月19日、第6地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について、説明いたします。

7ページをお開きください。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積29,484㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農地所有適格法人に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年10月1日から令和10年5月31日まで。6、価格。年91,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計2,514,462.75㎡、家畜、牛971頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、8ページのとおりです。この案件につきましては、川上氏が所有している農地を近隣農家に賃貸借するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。9ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇丁目〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積27,062㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年10月1日から令和10年9月30日まで。6、価格。年200,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計1,067,319㎡、家畜、牛226頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、10ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について、内容を地区推進班から報告願

います。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第13号(3)について、説明いたします。
11ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、
理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積16,747㎡、利用
目的、牧草畑、他3筆、計129,921㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡
人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業によ
り農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内
容。所有権の移転。5、価格。7,815,000円。6、資金調達方法。北海道信連
資金。7、当事者の経営状況。(公財)北海道農業公社のため省略。8、適用。
農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、12ページのとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業により所有
農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経
営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いた
しました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(4)から(6)について、内容を地区推進班
から報告願います。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第13号(4)から(6)について、説明いたします。
13ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市〇〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表
取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積28,310
㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を
近隣農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、
権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。

1,898,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、譲受人の経営状況。構成員、2人、農従者2人、経営地、計286,216㎡、家畜、牛頭0頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、14ページのとおりです。

なお、(5)につきましても譲渡人が同一であることから、譲渡人の氏名等省略し、一括してご説明いたします。15ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町○○○○○番地○○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積50,410㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,831,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、3,830,000円、自己資金1,000円。7、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者3人、経営地、計609,215㎡、家畜、牛頭62頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、16ページのとおりです。

この2件につきましては、賃貸借していた農地を所有権移転するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

17ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積30,000㎡、利用目的、牧草畑、他5筆、計201,770㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。15,737,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金。7、当事者の経営状況。(公財)北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、18ページのとおりです。

本案件につきましては、上村氏の離農に伴い、農地保有合理化事業により所有農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 5、議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規程による
買入協議の要請について」を上程致します。(1) について、地区推進班から
議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました、議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の
規定による買入協議の要請について」(1) について説明いたします。20 ペー
ジをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇。

2、申出を受けた年月日。令和 5 年 5 月 16 日。3、農地中間管理機構を含め
た調整経過。令和 5 年 8 月 7 日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地
の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図る
ことが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。
4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用
地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経
営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農
地中間管理機構による買入が特に必要である。

所有権移転のあっせん申出があった農用地については、21 ページのとおりで
ありまして、合計 18 筆、384,126 m²となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より農用地を譲渡したい旨の申出があった
もので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは
困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による
買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議
を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買
い入れた後、5 年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上
です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

令和5年10月11日

会 長 _____

7 番 _____

8 番 _____